

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 一般競争入札について公告をする事項

一般競争入札について公告をする事項として、競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所を追加すること。（第六条関係）

第二 指名競争入札の公示等

特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第六十七條の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。 （第七条第二項関係）

一 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第六條第一号から第三号までに掲げる事項

二 一連の調達契約にあつては、同条第四号に掲げる事項

三 契約の手続において使用する言語

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行すること。（附則関係）